

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成23年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成23年3月4日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成23年3月4日 金曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後9時0分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第10号議案 沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 2 乙第11号議案 沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金条例
- 3 乙第14号議案 沖縄県ワクチン接種促進基金条例
- 4 乙第17号議案 沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

出席委員

委員長	赤 嶺	昇 君
副委員長	西 銘	純 恵 さん
委員	桑 江	朝千夫 君
委員	佐喜真	淳 君
委員	仲 田	弘 毅 君
委員	翁 長	政 俊 君
委員	仲 村	未 央 さん
委員	渡嘉敷	喜代子 さん
委員	上 原	章 君

委員 奥平一夫君
委員 比嘉京子さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

福祉保健部長	奥村啓子さん
保健衛生統括監	宮里達也君
高齢者福祉介護課長	宮城洋子さん
青少年・児童家庭課長	田端一雄君
医務課長	平順寧君
国保・健康増進課長	上原真理子さん

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第10号議案、乙第11号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案の4件を一括して議題といたします。

なお、ただいまの議案は、2月15日の本会議において、先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として、福祉保健部長の出席を求めております。

まず初めに、乙第10号議案沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

奥村啓子福祉保健部長。

○奥村啓子福祉保健部長 それでは、乙第10号議案沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書の34ページをお開きください。

本議案は、基金の対象となる事業を拡充する必要があることから条例を改正するものであり、あわせて2月補正予算において6億7241万9000円の基金積立を予定しております。今回、拡充する内容は現在スプリンクラー設備の設置義務のない275平方メートル未満の認知症高齢者グループホームに対する同設備の設置に対する支援と自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置に対する支援となっております。また、高齢者等が安心して住みなれた地域で暮らし続けられる環境を整備するため、地域で支え合う体制づくりを支援をするための事業についても、今回の条例改正により追加する予定であります。なお、地域で支え合う体制づくり事業の追加により、基金名も沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金に改めることとなります。

以上で、乙第10号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 条例の改正ということですが、従来275平米以上のところについては、施設としてどれだけ、実績ですね—スプリンクラーの設置は済んでいるのか、そして今回の対象施設はどれだけあるのかお尋ねします。

○宮城洋子高齢者福祉介護課長 グループホームについて、今回、275平米未満の消防法の設置義務のないところまで含められることになりましたけれども、これは実は地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の市町村交付金によって既に実施されていて、今度、この私どもの基金の事業に移ってくるものがございますが、グループホームは、今、県下62施設ございまして、そのうち39施設が275平米未満の施設になっております。今回、14施設が残っておりますが、このグループホームについてはすべてこの事業でスプリンクラーを設置していくこととなりますので、全部に設置をするという見込みでございます。

○西銘純恵委員 前回予定をしていたところが—14施設残っていたというの

は、前年度の実績そのものも計画に対してできていなかったということなのですか。

○宮城洋子高齢者福祉介護課長 これまでに設置済みがまず24カ所ございまして、平成22年度に市町村交付金に275平米未満も載せられるようになりまして、平成22年度でこの市町村交付金で、24カ所予定して設置することになっております。今回のこの事業で対象として実施するのが、平成23年度に14カ所予定しているということでございます。

○西銘純恵委員 平成22年度、平成23年度合わせて62カ所の認知症ホームについては、すべてスプリンクラー設備が設置できるということでしょうか。

○宮城洋子高齢者福祉介護課長 そうでございます。

○西銘純恵委員 認知症高齢者グループホームだということで特定されているのですけれども、県内に宿泊を用意している施設といたしますか、認知症型以外の施設というのはどれだけあって、何人の方が入所されているのでしょうか。

○宮城洋子高齢者福祉介護課長 通所型で小規模多機能がございましてけれども、あれは通所型の位置づけでございますので、有料老人ホームということでもよろしいでしょうか。有料老人ホームは、特に認知症だけを対象としているわけではございませんけれども、今、私どもが施設として把握しているものは216カ所でございます。

○西銘純恵委員 有料老人ホームが216カ所あるけれども、そこに認知症の方が入所することも可能ということですよ。その施設は、今回のスプリンクラー設備の設置対象になる施設と見てよろしいのでしょうか。

○宮城洋子高齢者福祉介護課長 有料老人ホームについては、275平米以上のところがこの事業の対象になります。

○西銘純恵委員 それ未満の漏れる施設数はどれだけあるのでしょうか。対象人数といたしますか、入所者数もお願いいたします。

○宮城洋子高齢者福祉介護課長 私どもは有料老人ホームにつきましては、275

平米未満がどれだけということは掌握しておりません。

○西銘純恵委員　でも小規模多機能が216カ所あって、275平米以上は対象になるということであれば、この対象施設がどれだけあるかというのはわかると思うのですが。

○宮城洋子高齢者福祉介護課長　216カ所は小規模多機能ではなくて有料老人ホームということになります。私どもはこの有料老人ホームには、この事業について通知をして275平米以上が対象になるのもということで受けておりますけれども、今、予定として出ているのが29カ所でございます。

○西銘純恵委員　有料老人ホームの216カ所のうち29カ所しか対応ができないということであれば、やはり多くの施設がスプリンクラー設備の設置が残される可能性が高いと思うのですが、実態としてはどうなのでしょう。

○宮城洋子高齢者福祉介護課長　有料老人ホームにつきましては、再度通知をして呼びかけをしている状況であるということと、それから県内の有料老人ホームについてはかなり小規模のところが多いということがありますので、漏れるところはあると考えております。

○西銘純恵委員　この事業が認知症だけではなくて、そういう家族とともに暮らせない、特に沖縄の事情はとてつもないと思っているのですよ。ですから有料老人ホームに行かざるを得ないお年寄りの皆さん、また高齢者人口も多いところですよ。それで小規模の有料老人ホームが多いと。でもそこが今のところ対象になっていないということは、やはり火災とかそういう災害のときに対処できないということが出ると思うのですよ。そういう施設も対象にすべきだと思うのですけれども、これについては県の考えと、そして国がそれを予定していないということであっても、この基金額6億円余の金額で対象にして何らかの補助ができるのではないかと思うのですが、それについても答弁いただきたいと思います。

○宮城洋子高齢者福祉介護課長　消防法上というのは、有料老人ホームもそうですけれども、スプリンクラーというのは275平米以上が設置対象義務の施設になっておりまして、それからすべての施設に自動火災報知設備を設置する義務がございます。それから火災通報装置もすべての対象施設ということで、こ

の辺の消防法上の守るべき事項を守っていただきたいということで指導をしているところです。それから国の動向ですが、現段階で具体的な情報というのは入っておりませんので何とも言えないのですが、国は小規模多機能居宅介護事業所についての防火安全体制に対する実態調査を行うなど、引き続き防火安全対策について状況把握に努めていると聞いているところでございます。

○西銘純恵委員 火災対応といいますか、報知器とおっしゃったのですけれども、やはり国がやっているということに任せないで、実態としてどうなのか、そこにきちんと設置をさせていく。スプリンクラーは275平米以上ということをおっしゃったのですけれども、やはり災害で取り残される人がいないようにという立場で、県も今後また対応していただきたいと要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

奥村啓子福祉保健部長。

○奥村啓子福祉保健部長 それでは、乙第11号議案沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金条例について、御説明いたします。

議案書の36ページをお開きください。

本議案は、配偶者等からの暴力の防止及び配偶者等からの暴力を受けた者の支援を目的として、新たに基金を設置するとともに、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであり、あわせて2月補正予算において1億円の基金積立を予定しております。基金を活用して実施する事業—DV対策総合支援事業は、相談体制等の強化、被害者自立支援、未然防止対策の強化であります。

以上で、乙第11号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

○西銘純恵委員 これは本当にDV被害がふえているということでも、国として対策をとることになったと思うのですけれども、基金の額と、本県のDV被害件数の推移とといいますか、相談件数の推移もお尋ねします。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 今回の基金の積立額は1億円となっております。この1億円の基金を積み立てたものを平成23年度と平成24年度の2カ年に分けて執行を予定しております。それからDV相談件数の推移であります。県内の配偶者暴力相談支援センターとしては、女性相談所と北部、宮古、八重山の各福祉保健所が当該センターとして位置づけられておりますが、そこで相談を受けた平成21年度の件数が1320件となっております。これは平成17年度が827件ですので、増加傾向にあるということでもあります。平成17年度が827件、平成18年度が884件、平成19年度が796件と一たん下がっておりますが、平成20年度が1023件とまたふえております。平成21年度が1320件ということで、平成20年度から平成21年度にかけて大幅に増加しているという状況であります。

○西銘純恵委員 相談体制を強化するということでしたけれども、具体的に県として、現状の相談体制はどのようになっている、相談所ごとの相談件数、そして相談体制のどこを一まあ強化するという意味だと思っております。そこら辺についてお尋ねします。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 相談所ごとの相談件数、DV相談に限った平成21年度1320件の内訳であります。女性相談所が942件、北部福祉保健所が115件、宮古福祉保健所が184件、八重山福祉保健所が79件となっております。相談体制であります。女性相談所に職員と婦人相談員を配置して、嘱託職員の婦人相談員を4名配置してDVの相談等に当たっております。それから北部と宮古・八重山の各福祉保健所については、職員と合わせてそれぞれに1人ずつ嘱託職員の婦人相談員を配置しております。

○西銘純恵委員 相談所によって相談の件数の違いがあると思うのですけれども、どのようにとらえていらっしゃいますか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 実は北部と宮古・八重山の各センターにつきましては、平成18年からその位置づけをしております、当初は周知が図られていないこともありまして、なかなか相談の実績もなかったのですが、平成20年あたりから増加をしております。ただ、そのふえ幅に比べましても、女性相談所のほうが実はこの数年の伸びが著しくて、北部、宮古・八重山の各センターは女性相談所から遠隔の地にあるということでセンターを先に設置したのですが、女性相談所のみもかなりあるものですから、それを踏まえて今回、中部福祉保健所、それと南部福祉保健所にもセンターの機能を位置づけて、そこに嘱託職員を配置するという事としております。

○西銘純恵委員 今回の体制は報告を受けたのですが、この基金によってどのような体制に持っていこうとしているのでしょうか。そして嘱託職員プラス1人ということなのですが、専門性を要すると思うのですが、正規雇用をやっていくことも必要ではないかと思うのですが、そこら辺の考えもお尋ねします。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 今回の、新たにセンターの機能を付与する中部福祉保健所、南部福祉保健所については、婦人相談員の嘱託職員を1人配置することと合わせて、賃金職員についても合わせて配置をします。設置をした当初はやはり相談件数としてなかなか上がってこないという事情もありますので、その相談件数の状況を踏まえて、職員としての正職員の配置については、今後、検討してまいりたいと考えております。

○西銘純恵委員 相談を受けた後の内容というのは、主にどのようになっているのでしょうか。どういう相談ということになるのでしょうか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 DVの相談を受けた被害者の方は、住宅の確保であったり、それから就労の支援であったり、そういった部分が課題となるということで伺っておりますので、今回、この基金を活用してそういう被害者の方の支援を行っていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 一時保護ということも含めて、一時保護した後の落ち着き先といいますか、安心して生活ができる体制に、また法的な手続等も出てくるかと思うのですよ。一時保護の状況についてはどうなのでしょう。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 平成21年度に女性相談所がDV被害者の一時保護を行った入所者数が91名となっております。これは延べ人数となっております。

○西銘純恵委員 一時保護の施設そのものもどうなのかということと、そして一時保護をやった後の支援とおっしゃるので、自立に向けた支援ということで話されるので、この支援についてどのような手順でやっているのでしょうか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 一時保護所の状況ですが、今、申し上げたことと合わせて、平成21年度の女性相談所の一時保護所の平均入所者数が定員20名に対して3.6名で、入所率は18%となっております。保護した後の支援ですが、必要に応じて裁判所へ保護命令の手続の支援を行ったり、あるいは住宅の確保等について、女性相談所が相談に乗って一緒に協力をしているといった状況であります。

○西銘純恵委員 一時保護の状況というのは減っているのでしょうか、ふえていたのでしょうか。18%ということで、先ほど行き場がないということでおっしゃったのですけれども。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 女性相談所にDVで保護された数なのですが、平成17年度が105名、平成18年度が65名、平成19年度が72名、平成20年度が77名、平成21年度が91名となっております。今のところ横ばい—この二、三年を見ると若干ふえているという状況です。

○西銘純恵委員 一時保護で主訴といいますか、訴えがあった内容で資料によりますと、帰住先がなしという方が23名ということがあるのですよ。やはりDV被害を訴えてくる人はまだいいかもしれないけれども、実際は行き先がないとか、出ていったときに自分の生計をどうするかとか、そういう不安がある潜在的な皆さんが結構いらっしゃるということもぜひ念頭に置いていただいて、この帰住先といいますか、一時保護をやった次の一例え、うるま婦人寮は次年度改築をしていくということで、そこにも入っていく方はいるでしょうし、ただ地域で仕事をしながらということもあるので、本当だったらそういう居宅のアパートとかの、本人の希望するところに借り上げをして、そういう住まいをやるのかということも必要になってくるのではないかと思うのですけれども、このようなきめ細かな具体的な検討については、これからだろうとは思

のですけれども、やはり居住先、そこが大きい問題として残るのではないかと
思うのですよ。それについて、何らかの対応というのは、この間の対応の中で
問題点として出ているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 相談に来られない方たちがいるというのは
承知しております。今回、中部福祉保健所、南部福祉保健所にDV相談の窓口
を設けるといふことで、できるだけこのような方たちが気軽に相談に来られる
体制を整えているといふことであります。それから、住宅支援の必要性は非常
にあると認識しておりまして、今回の基金を活用して行う被害者の自立支援の
中に、住宅支援として一時保護を受けたDV被害者等で住宅支援が必要な場合
には、住宅を借りる場合の敷金、礼金等の支援を行うといふこととしておりま
す。

○西銘純恵委員 敷金・礼金支援も必要なのですけれども、一般的には女性が
アパートを借りるとき、保証人問題が重要なのですよ。保証人がいないとなか
なか借りられないというその仕組み、例えば信用保証といふことを連帯保証人
がいなくてもできる仕組みをどのようにつくっていくか、これは例えば司法書
士会や不動産業界も含めて対応をとっていくといふことでなければ、現実に
すぐそういう住居を確保することはできないと思うのですよ。そこら辺まで深
めて検討が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 ただいま申し上げた住宅支援の中で、保証
料等も込みで検討していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 1億円の基金、本当に時限的といふことではあるのですけれ
ども、これが恒久的に制度として、この沖縄県内で生かされていく一本当はそ
ういうことがあってはいけないと思うのですけれども、実態としてはDV被害
がふえているという一女性を支援していくといふのはとても大事だと思います
ので、ぜひ制度の支援の内容も細かく検討されてやっていただきたいと思いま
す。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 ここに男性被害者相談という項目があるので、そういうもの

の実態というか、訴えというか、どのぐらいあるのかということがまず1点お聞きしたいです。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 平成21年度にDV相談の1320件の内訳として、男性が4名おります。これは北部と宮古の福祉保健所でそれぞれ2件ずつとなっております。

○比嘉京子委員 そういうときの支援というのは、どのようになされているのでしょうか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 福祉保健所でその相談を受けまして、福祉保健所の中に福祉の部分がありますので、必要な支援はそこにつなげていくという状況であります。

○比嘉京子委員 もう一点は、これは時限で2年間ですよ。その後の体制といいますか、県の考え方、2年を過ぎた後はどういう体制につなげていくというお考えでしょうか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 今回、中部福祉保健所、南部福祉保健所に相談窓口を設置するというのが非常に大きなものであります。それで、どの程度の相談が来るか、その状況を見てその後の対応を検討していきたいと。その際に、女性相談所とそれぞれの福祉保健所のあり方も合わせて検討していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 参考までにお聞きしたいのですけれども、過去の相談された年齢別というのはあるのでしょうか。どの年齢が多いとか、そういう統計もされているのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 電話での相談とかはなかなか年齢までは確認できないものですから、来所相談の内訳がございまして。来所相談で受けた578件のうち、20代が156件、30代が177件、40代が149件となっております。この世代が多くなっているということでもあります。

○佐喜真淳委員 今、40代までは言ってもらったのですが、40代以降—50代はないということですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 50代が58件、60歳以上が28件となっております。ちなみに10代—18歳から19歳が9件となっております。

○佐喜真淳委員 若い人が多いと思うのですが、この未然防止対策の強化というのが皆さんの基金にあります。特にどういうことを強化しようというその強化目標というか、強化の内容とかというのはあるのですか。例えば過去の年齢別を見てなのですか、データ的に見てこういうことをしようかというのがあれば。

○金良多恵子平和・男女共同参画課長 平和・男女共同参画課でDVの広報啓発活動をしておりまして、未然防止の啓発という観点から、次年度は中学生を対象にしたりとか、高校生を対象にしたデートDVの講演だとかということを考えております。

○佐喜真淳委員 いろいろなことを考えると思うのですが、最近パソコンとかそういうのがあって、そのホームページというのも考えてはいるのですか。ホームページの相談窓口というか、電話でできない部分をパソコンとかで、そういうのもあるのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 今のところ、そこまでは検討しておりませんが、ただ、相談窓口が新たに設置されることについては周知に努めていきたいと思えます。特にDVの防止のために必要なことということで内閣府が調査したものがありませんが、被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口をふやすということが上げられておりますので、可能な限り、今回は県が各福祉保健所にDV相談支援センターを設置するのですが、できれば市町村域でもこのような窓口がふえることが望ましいと考えております。

○佐喜真淳委員 市町村でも相談窓口を設置したほうがいいというお話ですが、その辺も各市町村にもお話というか相談はされているのですか。実績ベースとしてそういう相談窓口があるとか、市町村とか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 県内の9市において婦人相談員を配置して相談を受けております。ですが、可能な限り11市すべてがやる。あわせて町村に義務づけはありませんが、家庭相談を受けるような窓口を設置していただければと考えておまして、今回、住民生活に光をそそぐ交付金を活用して県はこのような体制を整えるのですが、市町村にもこの交付金を活用した配置をお願いしているところであります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 今回の理由として、暴力を受けた者の支援を目的としてとなっていますけれども、今回、加害者はこれの中に入っていないのですか。

○金良多恵子平和・男女共同参画課長 加害者の更生相談も入っております。

○渡嘉敷喜代子委員 その理由として、暴力を受けた者の支援を目的としてとなっているけれども、そういうことであれば、そのあたりは文言の修正は必要ではないのですか。

○金良多恵子平和・男女共同参画課長 加害者の相談は従来のもので、加害者相談窓口には被害者の方も相談にいらっしゃいますので、その面で相談員を1人ふやして、加害者相談窓口で被害者の相談を受けられるような体制の強化を図るということで、今回の基金を利用して相談員を1人ふやすということをしております。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほどの件数とか、年々ふえていくという状況にあるわけですから、今回の対応として1人ふやすということですが、そのあたりの対応の仕方もやはり強化していかなくてはいけないと思うのですよ。そして私が気になるのは、この条例は平成25年3月31日で効力を失うとなっていますね、そして皆さんの一番下のほうに、一部基金として平成23年度以降も単独で県は、地方の単独事業として基金積み立てで行っていくとなっていますけれども、一定の条件のもとでという、その一定の条件はどのような条件のことを指しているのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 今回、基金を設置することとしたものは、

住民生活に光をそそぐ交付金が、平成23年度以降も事業を実施する場合に基金を設置しなさいということで、基金を活用する期間が2年ということでありませう。その対象とする事業はそれで終わりということではなくて、そのときの状況を踏まえて今後検討するということでもあります。

○渡嘉敷喜代子委員 ですから、その状況を踏まえてと一まあ、状況がよくなるという可能性もあるけれども、悪くなっていく可能性だってあるわけですよ、今の状況の中では。そういうことで、このあたりがはっきりしないという思いがするのです。この間の説明の中で、今回、1億円の予算配分があったということで、2次についてのその財源の確保もどうなるかわからないという説明でしたが、そういうことで経過を見ながらというのも大切なことかもしれないけれども、そういうDVがどんどんふえていく中で、先ほど加害者に対しても1人の相談員をふやすということなのですが、そういうことで先ほどの話にもありましたように、その被害者の住宅の確保とかそういうことも含めて、もっと支援体制を広げていくということも大切だと思うのですよ。そういうことでしっかりと、平成25年度以降についてもそのあたりの体制づくり、計画とかというのやはり立てていく必要があるのではないかと思いますので、どうでしょうか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 今回、被害者支援の部分については、これまでになかった取り組みであります。今回、この被害者支援の取り組みを実施していく中で課題を整理していったら、平成25年度以降をどうするか。今相談に行きたいけれども来られないという方もおられると思いますので、今回、窓口を多く置くことによってその掘り起こしをして、その状況を踏まえて考えていきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 今でもまだまだ対応できていない部分というのはあるわけですね。住居の確保とか、一時保護した後のその人たちへの支援の仕方とかというのものも、まだ課題が残っているわけですよ。そういうことも含めて、経過を見てではなくて、計画を前倒しというのもおかしいけれども、やはり先を見越しての対応の仕方、現在の状況の中での対応の仕方というのものも含めてやらなくてはいけないと思うのですけれども、そういうことはまだ考えていらっしやらないですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 今回、この基金条例を活用して実施する事

業については、今の状況を踏まえて相談件数がふえているということで相談窓口を設置する。それと被害者の方の自立支援に必要なことが何かできないかということで考えておりましたが、それで被害者の自立支援の部分を手厚くするということであります。ということですので、新たにこうやって取り組んで、その成果を踏まえてさらなる拡充が図られないかについては、今後検討していきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほどもこの理由についての文言の修正は必要ないかということを行いましたけれども、どうなのでしょう。これは国から定められたことだからこういう文言でしかできないのかどうかということが気になるのですよ。やはりもっと積極的に、加害者に対しての支援のあり方も必要だということを受けていらっしゃるわけですから、このあたりでどうも暴力を受けた者の支援を目的としていると、被害者のみがとしか受けとめられないのですよ。そのあたりでも、これからも加害者に対しても支援をしていくという形での思いで、この理由は修正できないのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 加害者に対するものは、配偶者またはその他同居の親族間の暴力の防止という部分で対応できると考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 何点か確認をしたいと思います。まずは先ほどの一時保護を受け入れる施設というのは、今県内に幾つあるのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 一時保護所としては、女性相談所が20名の定員となっております。それ以外に、一時保護の委託施設として県内に7カ所確保しております。

○上原章委員 この7カ所というのは民間ということですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 民間の施設について、7カ所を確保してございます。

○上原章委員 1300件余りの相談がある中で、この一時保護所の数というのは

対応は十分ということですか。それとも現場では、そういった一時保護をしなくてはいけない方が入れないということも多々あるわけですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 先ほども申し上げましたが、女性相談所の一時保護所の定員20名に対して3.6名で、入所率が18%となっておりますので、今のところ余裕はあるような状況であります。

○上原章委員 こういった相談を受けたい方々は、ある意味では24時間一特にむしろ夜間というか、緊急な状況で助けを求めるケースが結構あると思うのですけれども、そういった受け入れというか相談は24時間体制でできているのでしょうか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 女性相談所では、休日とか夜間も必要に応じて相談を受けております。それと女性相談所の一時保護所はずっとあいておりますので、緊急の場合はそこに電話して対応するようなこともあります。

○上原章委員 ガードマンとか、本来そういった相談を判断できない人たちが対応して、翌日、日を変えて来てくださいますとか、そういったことはないということ認識していいのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 女性相談所の一時保護所には生活指導員がずっとおりますので、対応についてはガードマンではなくて職員の指導員が行っているということです。

○上原章委員 先ほどこの基金は配偶者等という、等がついているのですけれども、これは結婚されている方以外一例えばデートDVとか、最近はいろいろ課題もあるわけですけれども、その辺まで範囲としては広がるのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 配偶者等という場合には事実婚も含まれますし、それと今回、同居の親族ということで枠を広げております。例えば、同居している親あるいは兄弟、子供もその中に含まれるということです。

○上原章委員 要するに内縁というようなケースもありますよね。そういったものも全部含まれるということでもいいのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 同居している、あるいは事実婚の場合は、もともとDV防止法一配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の中で、配偶者の定義の中で事実婚も含まれるとなっておりますので、まずそれは含まれますし、あわせて同居の親族の方も含まれるということです。

○上原章委員 もう一步踏み込んで、恋愛対象でおつき合いしているケースで相談が出た場合も対応されますか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 いわゆるデートDVとかそういったものに関しては、今回の被害者の自立支援の対象とはならないのですけれども、DVの被害防止ということで、被害防止啓発の対象には十分になり得ると。それと相談についても、このような方から相談を受けて拒むものではありませんので、被害者自立支援の対象にだけはならないと。被害者用の自立支援というのは、やはり同居をしているという閉鎖空間にあるということを踏まえて、このような支援を行うということです。

○上原章委員 これは一時保護の対象にはなるのですか、ならないのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 これはこの基金の事業の対象ということではなくて、従来、要保護女子についての一時保護は女性相談所が行っておりますので、それで対応できるということです。

○上原章委員 もう一点、同伴児童が結構いると思うのですけれども、先ほどのシェルターも含めて、男の子の小学校高学年の子供は一緒に預かれないと聞いているのですけれども、これで親子が引き離されるケースがあると聞いているので、今はそれは問題ないのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 昨年3月まで、小学校3年までは受け入れるけれども、高学年の男の子は受け入れられないという形で、DV被害を受けた女性の心情も配慮してそのような取り扱いをやっていたところですが、ただ、母子を分離するというのはなかなか問題があるということで、今、女性相談所の運用としては、小学校6年生までは受け入れると。中学校以上の男の子については児童相談所で保護を行っているということです。

○上原章委員 先ほどの7つの民間の施設も、これは受け入れるということでは

よろしいですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 7つの施設のうち、実績があるのは北部地区、宮古地区、八重山地区で、中南部地区については女性相談所で基本的には保護しているということです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 特に離島におけるDVについて少しお伺いしたいのですが、私も市議会時代にこの問題をずっと取り上げてきたのですが、潜在的なDV被害の女性というのは相当いたのですが、そのころちょうどなかなか出なくて、それからこのDV問題がいろいろと法律化されたりという中で相談が相当ふえてきたと。きょうお聞きしたところによりますと、宮古福祉保健所で約184件という相談件数があるわけですから、潜在的なDV被害の皆さんがいよいよ声を上げてきたという思いがしているのです。数年前にある方からも相談を受けて、保護したのだけれどもすごくこれを守るのに大変だったと、女性グループだったのですが、これは何とか島外へ行かせたいということなどの相談も受けたのです。なかなかそれがうまくいかなかったのですが、結局は呼び戻されたという感じでもとに戻ってしまったのですが、そういう例が幾つもあるのです。ですから、そういう意味では相談をしてくる、相談の体制をしっかりと、それから本当にそれがどういう形で一時保護としてきちんと守っていくか、あるいは小さな離島ではシェルターといってもなかなか難しいんですよ。ですからそれを、この沖縄本島の本格的なシェルターで、どう保護していくかということの難しさが非常にあると思うのです。そういう意味でお聞きしたいのですが、この相談をする窓口の、婦人相談員の資格とかそういうものというのは何かあるのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 婦人相談員については、特に資格要件は課しておりません。ただ、実際に採用するに当たっては、過去の経歴を勘案して採用しているところです。

○奥平一夫委員 これはかなり重たい相談になるわけですから、なかなか通常 of 精神の持ち主では相談に乗るとか、あるいはいろいろな手順を踏んで一時保護という形に持っていくというのは非常に厳しいと思うのです。そういう意味

ではその体制が事務員と婦人相談員1人という、特に宮古・八重山地区に特化してお聞きしたいのですけれども、その相談体制というのはどうですか、人数も含めて。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 嘱託の相談員だけが相談を受けているわけではなくて、福祉保健所の福祉部門で母子自立支援員がおりますので、あるいはその上に班長とか、その体制のもとで相談を受けているという状況です。

○奥平一夫委員 特にその婦人相談員というのは、特別何か研修を受けたり、あるいはどこかで教育というか、いろいろとそういう資質の向上のための環境というのは整っているのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 婦人相談員向けの研修会を女性相談所で実施しております。今回、被害者自立支援の部分が新たに拡充されますので、新たにこの部分についても各福祉保健所の婦人相談員に研修を実施して、周知に努めていきたいと思っております。

○奥平一夫委員 こういう婦人相談員は臨時的任用職員ですか、嘱託職員ですか。働く期限が決められているという方ですか。正職員ですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 婦人相談員は嘱託職員となっております、基本的に3年の勤務期間となっております。

○奥平一夫委員 3年で交代していくという、結局積み上げた実績が3年で終わってまた交代をするという、一からまた出直しということになるわけですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 嘱託職員の期限は3年となっておりますが、先ほども申し上げましたが、この相談の体制は嘱託職員だけで行っているものではなくて、正職員も含めて対応しておりますので、その体制の中で実施しているということです。

○奥平一夫委員 そうではなくて、主な相談員は婦人相談員ですよ。さまざまな相談をして一まあ出かけていたり、時間を設定して会いに行つて相談を受けたりということもあると思うのですよ。そういう事例もあるわけでしょう。どうですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 相談員がそのようなことを行うこともあります。

○奥平一夫委員 かなり実績を蓄積しながら対応していく、そういうキャリアが必要だと思うわけです。だからそういう意味で3年で交代というのは、周りの職員もいるからといっても、その職員も2年から3年でみんな転勤してしまうということもありますから、そうではなくてきちんと一つのセクションとして、常勤でそれは置いたほうがいいと思うのですが、その辺についての考え方はどうですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 売春防止法の規定の中で、婦人相談員を非常勤職員とするということがあって非常勤職員としているのですが、熟練した知識・経験を生かしたものが蓄積されるということで、まず組織的に対応したいと考えております。それと非常勤職員がかわる部分については、研修を今もやっておりますが、今後もその研修の体質を手厚くして資質を確保していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 ちなみに婦人相談員の勤務時間、勤務日数、週に何日で月に何日でしょうか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 嘱託職員の月の勤務日数が月16日と決められております。1日の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までとなっております。

○奥平一夫委員 これは本当に、例えば相談をする方というのは突飛に、ああもうという感じで相談をする方もいらっしゃると思うのですよ。だからそういう意味では、日常的に対応できるような専門の相談員というのがいたほうが非常にいいと思うのです。そういう意味でその充実を、ぜひ今回これを機会に改めてほしいと思っております。それから話はかわりますけれども、今度は相談をして、どうも重篤で一時保護をしなければならない、そのシェルターを紹介しなくてはならないというときに、宮古・八重山地区の実態というのは今どうなっていますか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 宮古地区も八重山地区にも、それぞれ1カ

所ずつシェルターを確保しております。必要に応じて、そのシェルターへ女性相談所が一時保護委託を行っているという状況です。それから、先ほど宮古地区の中ではいられなくてというときに、これも必要に応じて女性相談所の一時保護所への移送を行っておりまして、それは女性相談所の従来の実業として、移送費も含めて出しております。

○奥平一夫委員 このシェルターというのは恐らく民間だと思うのですが、そのシェルターを運営している方というのはどういう方ですか。どういうメンバーでそれを確保しているのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 一時保護先はシェルターで逃げ場所として確保しているものですので、その状況についてはお答えすることはできません。申しわけありません。

○奥平一夫委員 そういう事例が、この1年間で宮古・八重山地区でございませうか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 宮古・八重山地区で合わせて16件あるということですよ。

○奥平一夫委員 シェルターを引き受けている皆さんからの要望というのは何かありますか、運営費も含めて。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 一時保護委託費として、1日当たり7500円ぐらい出ております。今回の基金を活用して、民間シェルターの防犯体制強化等に必要な費用を補助することとしておりまして、このような策を講じてシェルターの円滑な運営に努めさせていただきたいと考えております。

○奥平一夫委員 先ほど、この1年間で16名の一時保護をしたということなのですが、例えばどうしても地元のシェルターでは危険だという事例があると思うのですが、そういう事例でこれは沖縄へ移動したという事例はございませうか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 昨年の事例では、沖縄本島ではなくて本土の実家に直接帰った事例があるようです。

○奥平一夫委員 その際に、彼女もしくは母子が送られたかというその手順を少し教えてもらえませんか。つまり、この交通費にしても宿泊費にしても、どういう形で支援をして実家に無事たどり着けたかというところをお聞きしたいです。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 今回の場合の手続ですと、宮古・八重山地区の福祉保健所でその相談を受けて、それから一時保護の決定権は女性相談所にしかありませんので、女性相談所がそれを引き継いで、県外に行くときは県外の女性相談所とまた連絡をとって移送しているという状況です。

○奥平一夫委員 例えば今の方だと、DVというのはずっと継続してというか、しつこく追いかけて回しますよね。そういう意味で皆さんは事後調査といいますか、そういう実態調査というのはなさるのですか。特に実家に行かれてといいますけれども、実家を旦那さんは知っていると思うのですよ。そういう意味では、追っかけていくということもあるのかなという心配もあるものですから、皆さんはそういう後追いで実態調査をなさっているのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 そこまではやっておりませんが、県外に移ったときは、その女性相談所、婦人相談所で対応していただくということになります。それから、しつこくつきまとう者に関しては、裁判所に保護命令の申請の手続を行って、その決定をもらうということで対応しております。

○奥平一夫委員 その16件のうちの一時保護された皆さんが生活支援を受けながら自立をしていくという、就労についても支援をしてもらうという、このことはこの宮古・八重山地区ではうまくいっていますか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 この16件の詳細について資料がないものですから詳細については承知しておりませんが、調べてみたいと思います。

○奥平一夫委員 では、そのことについてはぜひ後で資料でいただけるのであれば、どのようになったかということも含めて、ぜひ資料を下さい。それで、とにかくこのシェルターがしっかりしたところがあるといいのですけれども、こういう離島ではなかなか一時保護をしても戻されてしまうということがあったり、あるいは沖縄本島に何とか移送するにもなかなか難しいハードルがある

ということなどがあると思うのですけれども、地元で一時保護されて、これが生活支援を受けて自立をしていくという事例というのは可能なのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 就労支援の部分については、その地域の状況も踏まえますといろいろあると思いますが、今回、被害者自立支援で住宅支援というものを新たにやりますので、このような支援を通して自立支援につなげていきたいと思えます。

○奥平一夫委員 ですから私が言いたいのは、ああいう狭い地域で生活支援を受ける、あるいは就労していくというのは相当難しいし、厳しいと思うわけです、現実的に。言葉として出てきますけれども。結局、DVしている男からどう逃げていくか、逃げてそこで安心して暮らして仕事していくかということが求められるわけですよ。そういう意味では、この離島でそういうことが可能ですかと聞いているのですよ。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 離島でそれが可能かどうかは何とも申し上げられませんが、本人の意志を踏まえて、これは女性相談所のアドバイスにもよるのですが、そこに残ったほうが本人にとっていいのか、もし例えば沖縄本島に出るとかということであれば、それについては適宜、支援を行っているということです。

○奥平一夫委員 もう少し議論したいのですが、時間も時間ですからこの辺で閉じますけれども、いずれにしても沖縄本島におけるそういうDV対策と、離島におけるそういう実態を踏まえた対策というのは非常に厳しいと思うのです。全然格差があると思うのです。だからそういう意味では、ぜひこの辺の声も、相談員の声も、それから相談した皆さんの声も聞きながらその実態を調査して、しっかり自立支援につなげていくということをぜひやっていただきたいと思えます。そういう意味では、平成25年までの制度としてではなくて、しっかりと恒久的な制度として、このことをぜひやってほしいと思えますので、ぜひお願いしたいと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 今、DVの被害を受けて、相談所に駆け込んで自立していっ

た統計みたいなものはありますか。下手すると一要するにこういったのは、相談所に持ち込まれて、またよりが戻って、これの繰り返しが多いだらうと推察はするのだけれども、そういう中で自立していったという事例みたいなものは統計的にとられているのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 女性相談所の一時保護所に入所した者のうち、うるま婦人寮に入所した方とか、あるいはアパートを確保して自立した方、あるいは帰宅をされた—これはDVに限らずではありますが、そのような形で家庭復帰もされている状況でありまして、どれだけ自立につながったかという部分については、統計データからは見えてこないのですけれども。

○翁長政俊委員 当然、生命の危険が及んでどうしても夫婦別れをしないとけない、離婚をせざるを得ないという、相談員やいろんな中に入って相談を受ける人たちがいて、そういう形で自立していく人もおいでになるでしょうし、そうではない人たちもおいでになるでしょうから、ある意味では皆さん方がやっているこれがどういう形で実績として上がっていつているのかと見るには、やはりその部分の、要するに統計みたいなものをとる必要があるのではないかと思っているものですから、そういったものがないですかと数字を聞いているのです。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 基本的に保護することによって安全をまず確保するということが第一と考えるべきです。その後、退所の際には、できるだけ自立支援につなげていく、あるいは家庭復帰をする際には安全性が確保されたことをもって家庭復帰をする。数として多いのは、帰宅よりもむしろ実家とか縁故者宅へ帰るといった場合が数としては多くなっております。

○翁長政俊委員 縁故者宅に帰ったら離婚されるのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 離婚したかどうかまでは把握しておりませんが、そのような例も多いと思われれます。

○翁長政俊委員 もう一つ、これは一時保護の部分とシェルターとあって、シェルターに入って、その後はこの保護施設に入っていくの。今のうるま婦人寮とか、この寮みたいなものは幾つぐらいあるのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 一時保護所は緊急避難的に、短期に2週間から3週間程度を保護すると。うるま婦人寮は長くて1年とか2年という長期の保護施設となって、そこで自立して生活をするという入所形態となっております。

○翁長政俊委員 この長期の保護施設は県が直営してやっておられるの。何か所あるのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 うるま婦人寮が県内に1カ所ありまして、40世帯となっております。この施設については、県の県有資産としてありまして、沖縄県社会福祉事業団に委託して運営をしております。

○翁長政俊委員 県が直接やっている施設というのはないのですか。経営はされていなくて、委託事業としてやられているのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 施設は県のものでありますが、今、沖縄県社会福祉事業団は完全に民営化しているということです。そのうるま婦人寮の運営に必要な経費については、措置費として国と県で運営費を支援しております。

○翁長政俊委員 入居者は満杯ですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 昨年度のうるま婦人寮の平均入所者数が定員40名に対して7名で、入所率は17.5%となっております。

○翁長政俊委員 これは維持していくのは大変だな。それで民間に委譲したのですよね。終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 先ほど裁判所の保護措置の話が出たのですが、保護措置命令件数はどのような推移ですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 裁判所からの書面提出を求められた—これ

は配偶者暴力支援センターが書面提出を求められた保護命令件数が、平成21年度が53件となっております。年次ごとの推移はありますけれども、DV防止法が平成13年の10月以降施行されていますが、そのときから平成22年3月までの、これは裁判所が出した情報のデータによるのですが、沖縄県の保護命令の発令件数の延べが445件となっております。

○仲村未央委員 今の措置命令件数ですけれども、全国的な比較というか、他県と比べてどのような実態なのでしょうか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 ただいまの445件を人口10万人当たりでカウントしますと27件となりますが、この27件という数字は全国平均が10.6件ですので、全国平均の2.5倍ということとなります。

○仲村未央委員 つまり、全国一高いということですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 このDV防止法施行以降の延べの件数を見ますと全国1位、年度ごとに下がったりとかというのがありますが、累計の件数では全国1位となっております。

○仲村未央委員 それは相談の件数も全国一なのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 相談件数は手元にはありませんが、全国と人口比例で比べますと、10万人当たりですと、相談件数としては全国9位となっております。

○仲村未央委員 その措置の中ですごく高い、全国の2倍どころではなくて1位ということですので、非常に深刻と思うのですがけれども、先ほどの奥平委員の質疑との関連ですけれども、市町村別の相談状況の一覧表を女性保護事業というところで見ますと、ゼロ件という相談状況が離島に非常に偏っている、つまり人口がすごく少ないところとかは圧倒的に相談がない、ゼロ件なのですね。これについてはどのように認識されていらっしゃるでしょうか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 女性相談所が出した女性保護事業のあらましの市町村ごとの内訳であります。これは女性相談所と北部、宮古、八重山の女性相談センターが受けた件数となっておりますので、これに離島がないこ

とについては何とも申し上げられませんが、これを区分したらそのようなことになっているということです。

○仲村未央委員 実際にはその市町村によって、その相談体制というのは相当ばらつきがあると思うのですが、こういった小さなところではなかなか相談に行くことすらはばかれるというか、やはり人目が気になるとか、こういったことが埋没しがちな環境だと思うのですけれども、今回の予算事業の中でこういった小さなところとか、そういったところまで含めて、支援を広げていくような施策というのは入っていますか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 事業の中では出前講座みたいなものも考えておりますし、それと今回、南部福祉保健所管轄で沖縄本島南部の周辺離島がございますので、こういう窓口を設置したことについては広く周知に努めていきたいと思っております。それから、例えば小さな離島の町村ですと、どこから電話をかけたというのをなかなかおっしゃらない方もいて、それで不明となっている部分も少なからずありまして、ゼロとなっているのはそういった要素もあるのではないかと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第14号議案沖縄県ワクチン接種促進基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

奥村啓子福祉保健部長。

○奥村啓子福祉保健部長 それでは、乙第14号議案沖縄県ワクチン接種促進基金条例について、御説明いたします。

議案書の41ページをお開きください。

本議案は、市町村が行う対象年齢層に対する子宮頸がん予防ワクチン、Hibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を支援するための費用並びにこれらのワクチンの接種に関する知識の普及のために県が行う事業の財源に充

てるため、新たに基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであり、あわせて2月補正予算において、15億9283万円の基金積立を予定しております。

以上で、乙第14号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 この子宮頸がんやH i bワクチン等は、本委員会でも昨年度に沖縄県社会保障推進協議会から陳情があつて、統括監の説明とかいろいろ専門的に、やはりワクチンで予防をすれば救える命があると。そして医療費ですね、それも将来にわたって、予防したほうが費用的にも効果が高いということで公費負担を求めてきて、本委員会でも陳情採択をしたという経過の中で、国が公費負担ということで、全国的なそういう声のもとで出てきたと思うのですけれども、今回3種類ということになっているのですけれども、子宮頸がんについて先にお尋ねをしたいと思うのですけれども、15億円余の基金で次年度までですか、実施期間というのは。

○平順寧医務課長 平成23年度までとなっております。

○西銘純恵委員 少し心もとないというのか、それ以降どうなるのかということを感じているのですけれども、県としてはこの制度について、費用対効果と言いますか、そういうことも含めて継続についての考えは持っているのでしょうか。

○平順寧医務課長 国では、平成24年度以降は予防接種法に基づく定期接種の方向に持っていく形で検討しているということです。それまでの間をこの事業でやるという形ですので、我々も定期接種に入れてもらうような形で今後も求めていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 子宮頸がんですが、対象年齢、そしてワクチンの基準単価は積算されているのですけれども、実際は受けるときに医療機関で違うのではないかと思います、結局、個人負担が出るのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

○平順寧医務課長 これは各市町村と各地区医師会が契約に基づいてやるわけなのですが、今回、各委員にお示しした基準単価がありますが、この基準単価でほとんどが契約されております。それで、これは12月末ごろに調査した結果で、今市町村議会にもかかっているのですが、ほとんどの市町村で自己負担がないような形でやりたいと。ただし、幾つかの市町村一子宮頸がんワクチンについては4村でしたか、4村がその当時聞いたときには、1回当たり1600円ぐらいを自己負担にするという村もありましたけれども、今現在、もう1回調査をかけないとわからないのですが、当時はそういう話で。それ以外の市町村については自己負担なしということで回答が来ております。

○西銘純恵委員 村で自己負担が1600円となれば、余計に所得は多分、村にいる方ほど低いのではないかと思います、そこについては経費的にはそんなにかからないと思うのですよ、まあ人数も少ないでしょうから。村としっかり話し合いをして、村ができなければ県が負担するとか、そこも含めて検討すべきではないかと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○平順寧医務課長 各市町村の状況も再度確認しながら、ほかの市町村の状況も伝えていくこともやっていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 子宮頸がんの対象年齢は何歳から何歳でしょうか。そして、それを外れた皆さんに、公費がないといって個人で受けるということをさせるのでしょうか。

○平順寧医務課長 国の専門家の方々が集まって、一番効果がある年齢は何歳なのかということで出された年齢が中学校1年生から高校1年生までということになっております。これは性交渉とかそういったもので一度感染された方は、このワクチンはほとんど効かないということになっておりますので、専門家のいろいろな意見の中ではそういう年齢になったのだらうと思っておりますが、我々としては今回の基金できちんとできるような体制づくりということ、まずは考えております。

○西銘純恵委員 県内の子宮頸がんの患者数はとらえていらっしゃいますか。

○平順寧医務課長 これはデータが平成17年度で、平成20年度のものが近々出る予定ですが、平成17年度のものがありまして、子宮頸がんの罹患数が県内で116名となっております。

○西銘純恵委員 発症の年齢というのはわかるのでしょうか。年齢がデータとして出ていけば、例えば自己負担でもワクチンをといるところで、どのように県民の中に啓蒙していくかというのが出ると思うのですが。

○平順寧医務課長 いろいろな文献等を見ますと、大体20代から40歳までの間に発症する割合が高いと言われております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 今回、国がこういう形で予算を組んで、任意という形になるのですけれども、将来的には定期接種ということで、特に子宮頸がんワクチン、予防ワクチンは唯一、検診と接種で治るがんだということなのですから、県はこのワクチン接種に関しての見解というか、この必要性、その辺をお聞かせ願えますか。

○宮里達也保健衛生統括監 先ほど平医務課長からもありましたように、沖縄県は子宮頸がんの割合が高い地域として知られております。そういうことで、これは100%の効果ではありませんけれども、かなり有効な一文献で見解の違いはいろいろありますけれども、6割から8割ぐらゐは効果はあるのだということだと思っておりますので、我々としては市町村と一緒に、ぜひ積極的にこの事業を進めていきたいと思っております。

○上原章委員 本会議でも質問しましたがけれども、この対象者にどこまでしっかりと啓蒙啓発させていくかが大事だと思うのですよ。4月、5月からは各市町村がもうスタートするということですので、これは学校現場とか、またゼロ歳から4歳児ですか、その中での対象者にどういった形で—これは保護者も含めてでしょうけれども、説明会とかを皆さんはやると聞いていますけれども、

具体的な取り組みをお聞かせ願えますか。

○平順寧医務課長 各市町村では説明会とか、広報誌とか、それから通知とかいろいろやる形になっておりまして、県としましては新聞広告、それからポスターですね、そういったもので4月からやっていきたいと思っております。

○上原章委員 クーポン券とかこういった無料の取り組みとか、今までもあったのですけれども、県がリードして一なかなか思っていた以上に受けていないという、これまでの幾つかの事業もあるのですよ。ですからせっかくこれだけ今回、全県的に費用もこう無料ということで、ぜひこのワクチンを本当に受けない人がいないような取り組みをぜひ市町村と一これは新聞とかポスター作成等は、確かにある程度の効果はあると思うのですけれども、常に市町村またこの接種の状況を確認して、それがもし受けていないという、その辺をまたこちらから対象のお宅に再度確認をすると。前回のクーポン券等も1回お知らせしましたと、それで終わっているケースも現場ではあるのですよ。ですから、これがもっとちゃんと保護者や対象者に意味とか、今回の仕組み、制度の背景をしっかりと伝えて、特に市町村がこれは直接の窓口にもなると思いますので、県がしっかりとその辺のリーダーシップをとっていかないと、この予算を結局また執行率が低いという結果で終わるのではないかと危惧しているのですよ。その点はどうですか。

○平順寧医務課長 毎回、接種率を各市町村から求めながら、この情報をまた市町村に投げながら、その接種率が低いところはそこ入れをするような形で、助言をいろいろやっていきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 年齢のことなのですけれども、この13歳から高校1年生というのは、識者が総合的に判断をしたということになっているのです。これは国が決めた指定の年齢なのですか。それとも沖縄県として、既に何か考えが加えられた余地があるのですか。

○宮里達也保健衛生統括監 パピローマウイルスというのは、性交渉によって移る病気ですので、恐らく予防接種を打った後、どれだけ抗体が有効性を持つ

かとかということで、両方すべてを勘案して専門家がこの年齢がよかろうという標準的な年齢を設定されているわけで、沖縄県とか青森県は違いますよとかそういう話にはなりにくいことだと思います。

○比嘉京子委員 今お聞きしたのは、例えば18歳まで広げるということは、県として余地があるのですかという質問なのですよ。今確かにおっしゃったように、効率とか経験とかという問題からすると、こういうくくりになったとは思いますが。だけれども、例えば18歳で接種することがどういうことにつながるのですかと。予算の範囲だからここにしたのか、どういうことかがよくわからないので質問しているのですよ。

○宮里達也保健衛生統括監 基本的に、その事業の対象年齢を国が設定したわけですよ。その設定は先ほど言ったような理由から、専門家が決定したことです。そういうことですので、我々はそれに従って粛々とやるということしかないとはいいます。

○比嘉京子委員 では、例えば任意でということになると、17歳の子が、18歳の子がということで、それを受けることは効果的にはどうなのですか。

○宮里達也保健衛生統括監 純粋に医学的に想定されるのは、もしパピローマウイルスが患者に感染していない状況、要するに性交渉が全くなかったという状況であれば、有効性は考えられます。

追加の発言、よろしいでしょうか。

○赤嶺昇委員長 宮里達也保健衛生統括監。

○宮里達也保健衛生統括監 緊急な連絡が昨日ありまして、このワクチン事業に関して残念なお知らせをしなければなりません。昨日、ワクチン供給メーカーの担当者が医務課に来庁し、全国的に子宮頸がんワクチンの供給量が足りなくなる見通しであるとの情報がありました。全国的に2月、3月の接種数が予想を超えて一気に急増したため、今後ワクチン量が不足するとのことのようなのです。また、昨日午後、メーカーから厚生労働省への説明が行われたとのことであり、厚生労働省から今後の見通し、対応策について各都道府県へ改めて連絡する旨の連絡がありました。本ワクチンは、ゼロ、1、6カ月の計3回ワクチン接種を行う必要があることから、既にワクチン接種を1回以上受けた方を当

面優先的に接種し、新たに接種を希望される方については、安定供給されるまでしばらく接種を待っていただくことを呼びかけることになろうかと考えております。県といたしましては、厚生労働省から詳細な情報が入り次第、速やかに県民、市町村、医療機関へ周知していきます。メーカーによりますと、夏ごろには安定供給できる予定との説明がありました。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

奥村啓子福祉保健部長。

○奥村啓子福祉保健部長 それでは、乙第17号議案沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書の46ページをお開きください。

本議案は、事業期限を平成23年3月31日として設置した沖縄県妊婦健康診査支援基金条例について、国の緊急経済対策により、平成23年度まで補助事業期間が延長されたことに伴い、基金の設置期間を延長する必要があることから、条例を改正するものであり、あわせて2月補正予算において3億1332万8000円の基金積立を予定しております。

以上で、乙第17号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 基金が平成24年3月31日までということ、3億円余ということなのですが、先ほどもワクチンの公費助成お尋ねしましたけれども、今後の継続の見通しについてお尋ねします。

○上原真理子国保・健康増進課長 事業につきましては平成23年度分に関してはきちんとやるということが明確になっておりますが、平成24年度以降についてはまだ今のところわかっておりません。

○西銘純恵委員 やはり制度として継続の立場で県もやっていただきたいと思いますのですが、14回接種になった実績ですね。年間対象者どれだけが14回やられたのかというところはつかんでいらっしゃいますか。

○上原真理子国保・健康増進課長 正確な数をつかむことはできませんで、9回分の交付金でやった延べの件数が11万2108件ございますので、それを年間出生数が1万6744でありますので、それで割りますと、平成21年の1人当たりの受診回数は6.7回と、14回のほうは11.5回となっております。

○西銘純恵委員 14回公費助成ということであっても実質はまだ11.5回が平均として検診を受けているということですよ、市町村によって違うのでしょうか。全市町村で14回についてはもう取り組まれたのでしょうか。

○上原真理子国保・健康増進課長 取り組みについては全市町村取り組んでおります。

○西銘純恵委員 公費でやっても14回満たされないという理由はどこにあるのでしょうか。

○上原真理子国保・健康増進課長 早目に生まれてしまう早産でありますとか、流産でありますとかという方もおられますので、その分は減ってしまうこととなります。

○西銘純恵委員 離島の方が検診に通うのにやはり大変なリスクがあって、できないという声もあるのですよね。そこら辺の事情というのはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○上原真理子国保・健康増進課長 先ほど申しましたように県全体としますと1人で11.5回受けられているのですけれども、離島の方になりますと10.3回という形で回数が減らざるを得ない状況がございます。

○西銘純恵委員 これは市町村が行っているということではあるのですが、やはり渡航費とかプラスアルファのところもやらないとやはりそれなりの回数、安全な出産について担保できるかという問題も残されているかと思うのですが、この14回になっての普通分娩といいますか、ハイリスク出産はそれ以前と比べての比較というのは出ているのでしょうか。

○宮里達也保健衛生統括監 妊婦検診を強化してまだ間がありませんので、この事業はどういう効果をもたらすかというのは、また一、二年たってからじゃないとなかなかわからないと思います。

○西銘純恵委員 やはり月に1回以上検診を受けるということは、異常を早く見つけるということにつながるというのは一番御存じだと思うのですよね。今後そういう検証をやっていただいて、継続できるようにする立場でやっていただけたらと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等裁決区分表により協議)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

これより、乙第10号議案、乙第11号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案の
条例議案4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案、乙第11号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案の条
例議案4件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして
は、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、乙第10号議案、乙第11号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案の処
理はすべて終了しました。

次回は、3月22日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇